35　最近の日本産酒類の輸出動向について

（2026年２月作成）

○　2025年の輸出金額は1,495億円（対前年比＋11.8％）となり、過去最高額を更新。
○　ほぼすべての品目で前年比増となったほか、ビール、リキュールについては品目別でも過去最高額を更新。単月ベースでは、2024年８月から17か月連続で前年同月比増を達成。

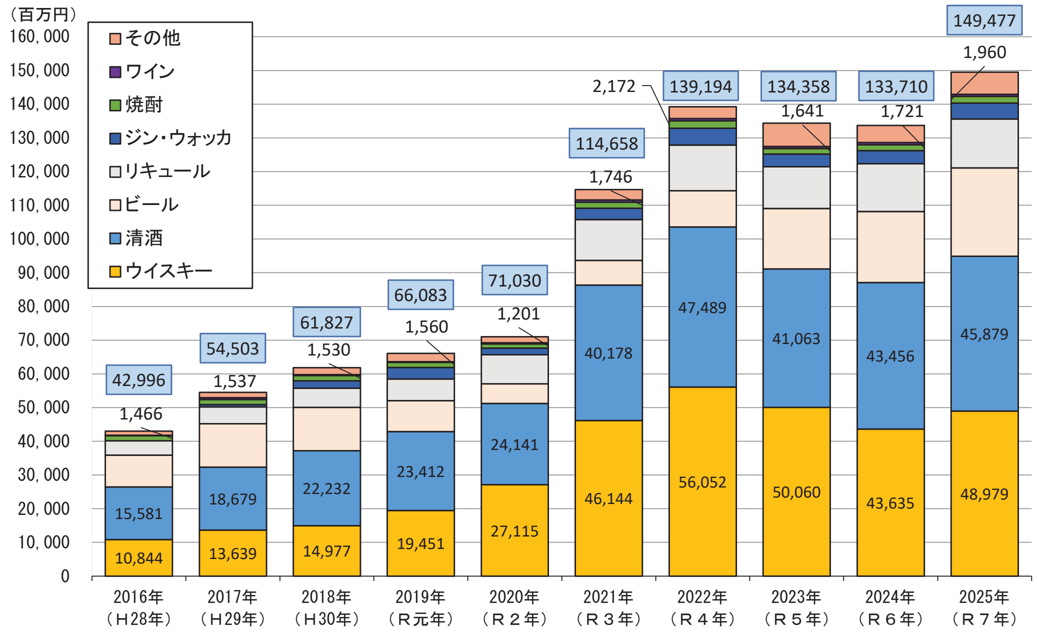

○　品目別輸出金額　（単位：百万円）

品　目	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
ウイスキー	43,635	▲12.8%	48,979	＋12.2%
清酒	43,456	＋5.8%	45,879	＋5.6%
ビール	21,045	＋17.5%	26,265	＋24.8%
リキュール	14,191	＋14.1%	14,471	＋2.0%
ジン・ウォッカ	3,912	＋4.1%	4,750	＋21.4%
焼酎	1,721	＋4.8%	1,960	＋13.9%
ワイン	643	＋13.4%	603	▲6.2%
その他	5,109	▲26.3%	6,571	＋28.6%
合計	133,710	▲0.5%	149,477	＋11.8%

○　2025年の輸出金額の推移

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
輸出金額（億円）	93.2	131.4	138.1	147.7	133.2	132.9	118.4	115.7	118.6	116.5	115.0	133.9	1,494.8
対前年比（％）	＋8.3	＋26.3	＋16.9	＋15.9	＋21.3	＋8.6	＋5.7	＋10.9	＋3.5	＋3.3	＋12.9	＋8.4	＋11.8

○　輸出金額上位10か国・地域　（単位：百万円）

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
中華人民共和国	24,471	▲23.9%	29,230	＋19.4%
アメリカ合衆国	26,468	＋11.6%	27,700	＋4.7%
大韓民国	16,938	＋18.7%	19,384	＋14.4%
台湾	15,943	＋18.0%	17,414	＋9.2%
シンガポール	7,757	＋0.8%	9,999	＋28.9%
香港	10,313	＋9.2%	9,295	▲9.9%
オランダ	7,780	＋15.9%	7,476	▲3.9%
オーストラリア	4,371	▲33.6%	5,897	＋34.9%
フランス	3,712	▲26.7%	4,876	＋31.4%
カナダ	2,342	＋36.0%	2,871	＋22.6%
（参考）EU・英国	15,462	▲5.5%	16,600	＋7.4%

出典：財務省貿易統計

36　最近の清酒の輸出動向について

○　2025年の清酒の輸出金額は459億円（対前年比＋5.6％）。
○　国別では中国、韓国の伸びが大きく増加した一方、米国、香港が減少した。

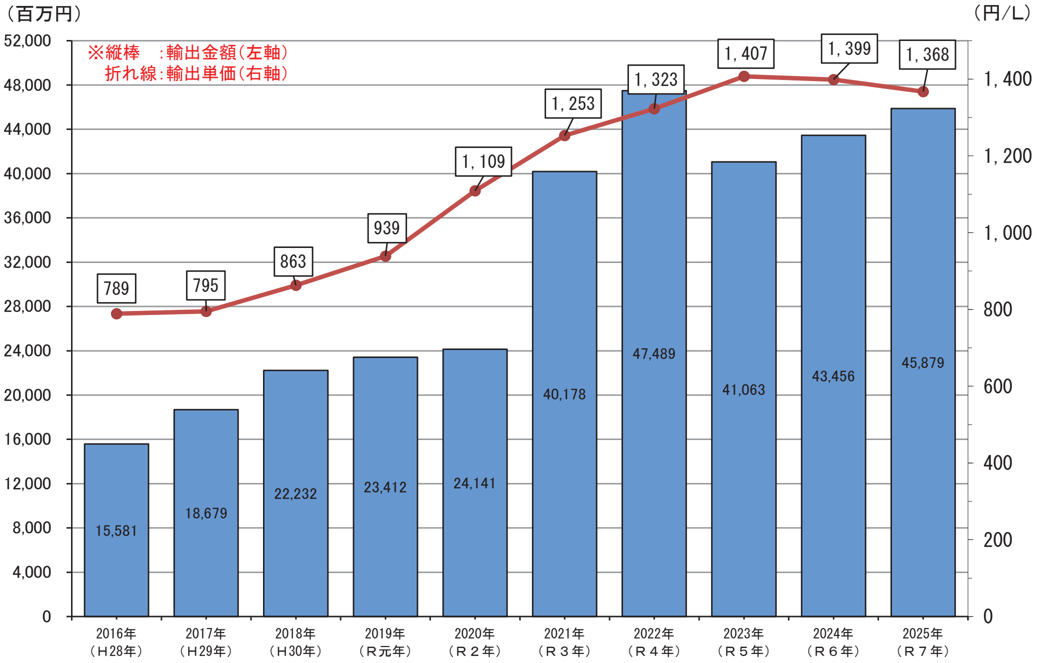

○輸出金額上位10か国・地域　（単位：百万円）

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年	対前年増減率
中華人民共和国	11,671	▲6.2%	13,304	＋14.0%
アメリカ合衆国	11,442	＋25.9%	11,045	▲3.5%
香港	5,117	▲15.1%	4,824	▲5.7%
大韓民国	3,743	＋28.9%	4,395	＋17.4%
台湾	2,670	▲0.3%	2,698	＋1.1%
シンガポール	1,484	▲1.7%	1,504	＋1.4%
カナダ	1,041	＋37.9%	1,312	＋26.0%
オーストラリア	782	＋21.4%	844	＋7.9%
フランス	552	＋13.0%	628	＋13.8%
英国	637	＋17.2%	617	▲3.2%
（参考）EU・英国	2,721	＋16.2%	2,909	＋6.9%

○輸出単価上位10か国・地域　（単位：円/L、百万円）

国・地域	輸出単価（2025年）	輸出金額（2025年）
マカオ	3,058	177
香港	2,376	4,824
シンガポール	2,190	1,504
中華人民共和国	1,998	13,304
アラブ首長国連邦	1,763	145
英国	1,432	617
アメリカ合衆国	1,431	11,045
フランス	1,348	628
オーストラリア	1,290	844
ベトナム	1,260	471
（参考）EU・英国	954	2,909

（注）輸出金額上位20か国・地域のうち、輸出単価上位10か国・地域
出典：財務省貿易統計

○2025年の清酒の輸出金額の推移

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
輸出金額（億円）	24.6	41.5	42.2	44.2	39.3	36.4	34.6	34.8	38.4	38.2	39.7	44.9	458.8
対前年比（％）	＋6.1	＋31.0	＋4.1	＋18.9	＋8.9	＋2.8	＋2.2	＋13.5	＋0.4	▲0.9	＋1.4	▲10.4	＋5.6

37　各酒類の主な輸出先（2025年）

単位：百万円

ウイスキー

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	アメリカ合衆国	10,997	＋12.7%
2	中華人民共和国	7,168	＋8.2%
3	シンガポール	6,566	＋49.9%
4	オランダ	6,136	▲7.2%
5	フランス	3,635	＋38.6%
6	台湾	2,901	＋14.3%
7	大韓民国	2,500	＋3.5%
8	オーストラリア	2,082	＋64.5%
9	香港	1,162	▲41.3%
10	ベトナム	1,075	＋31.9%
－	（参考）EU・英国	10,989	＋6.3%
輸出合計		48,979	＋12.2%

清酒

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	中華人民共和国	13,304	＋14.0%
2	アメリカ合衆国	11,045	▲3.5%
3	香港	4,824	▲5.7%
4	大韓民国	4,395	＋17.4%
5	台湾	2,698	＋1.1%
6	シンガポール	1,504	＋1.4%
7	カナダ	1,312	＋26.0%
8	オーストラリア	844	＋7.9%
9	フランス	628	＋13.8%
10	英国	617	▲3.2%
－	（参考）EU・英国	2,909	＋6.9%
輸出合計		45,879	＋5.6%

ビール

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	大韓民国	10,723	＋26.4%
2	中華人民共和国	5,789	＋53.4%
3	台湾	4,083	＋11.8%
4	アメリカ合衆国	1,182	＋9.0%
5	香港	933	▲3.6%
6	オーストラリア	907	＋11.4%
7	モンゴル	722	＋137.2%
8	シンガポール	609	▲14.1%
9	カンボジア	383	＋115.4%
10	カナダ	213	＋29.1%
－	（参考）EU・英国	122	▲23.1%
輸出合計		26,265	＋24.8%

リキュール

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	台湾	5,451	＋3.5%
2	アメリカ合衆国	1,522	▲4.8%
3	中華人民共和国	1,433	＋19.9%
4	香港	1,226	▲4.8%
5	大韓民国	1,217	▲30.3%
6	オーストラリア	823	＋53.3%
7	ベトナム	505	＋107.9%
8	シンガポール	440	▲19.7%
9	マレーシア	307	＋25.3%
10	タイ	248	▲21.3%
－	（参考）EU・英国	650	＋14.4%
輸出合計		14,471	＋2.0%

ジン・ウォッカ

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	アメリカ合衆国	1,570	＋11.9%
2	オランダ	754	＋19.9%
3	オーストラリア	590	＋14.9%
4	シンガポール	492	＋70.4%
5	フランス	285	▲6.0%
6	インド	208	＋252.8%
7	ドイツ	151	＋39.0%
8	英国	119	▲3.4%
9	台湾	94	＋22.1%
10	カナダ	79	＋47.2%
－	（参考）EU・英国	1,411	＋13.7%
輸出合計		4,750	＋21.4%

焼酎

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	中華人民共和国	541	＋18.3%
2	アメリカ合衆国	467	＋6.8%
3	大韓民国	249	＋23.0%
4	台湾	138	＋12.5%
5	香港	98	＋29.5%
6	オーストラリア	75	＋76.2%
7	ベトナム	71	＋14.5%
8	シンガポール	67	▲24.4%
9	タイ	59	＋14.2%
10	マレーシア	42	＋31.5%
－	（参考）EU・英国	43	▲8.7%
輸出合計		1,960	＋13.9%

ワイン

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	香港	124	▲4.2%
2	台湾	105	▲20.9%
3	シンガポール	71	＋38.0%
4	アメリカ合衆国	48	▲36.4%
5	中華人民共和国	42	▲40.1%
6	タイ	39	＋58.0%
7	フランス	37	＋74.8%
8	英国	23	＋27.8%
9	デンマーク	14	－
10	カナダ	13	＋52.8%
－	（参考）EU・英国	100	＋27.0%
輸出合計		603	▲6.2%

出典：財務省貿易統計

38　主な輸出先の輸出金額（2025年）

出典：財務省貿易統計

単位：百万円

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率	シェア	内訳															
					ウイスキー		清酒		ビール		リキュール		ジン・ウォッカ		焼酎		ワイン		その他	
						対前年同期増減率		対前年同期増減率		対前年同期増減率		対前年同期増減率		対前年同期増減率		対前年同期増減率		対前年同期増減率		対前年同期増減率
1	中華人民共和国	29,230	＋19.4%	19.6%	7,168	＋8.2%	13,304	＋14.0%	5,789	＋53.4%	1,433	＋19.9%	58	＋2.5%	541	＋18.3%	42	▲40.1%	893	＋43.4%
2	アメリカ合衆国	27,700	＋4.7%	18.5%	10,997	＋12.7%	11,045	▲3.5%	1,182	＋9.0%	1,522	▲4.8%	1,570	＋11.9%	467	＋6.8%	48	▲36.4%	868	＋30.4%
3	大韓民国	19,384	＋14.4%	13.0%	2,500	＋3.5%	4,395	＋17.4%	10,723	＋26.4%	1,217	▲30.3%	32	＋133.0%	249	＋23.0%	13	＋80.7%	255	▲21.3%
4	台湾	17,414	＋9.2%	11.6%	2,901	＋14.3%	2,698	＋1.1%	4,083	＋11.8%	5,451	＋3.5%	94	＋22.1%	138	＋12.5%	105	▲20.9%	1,945	＋30.9%
5	シンガポール	9,999	＋28.9%	6.7%	6,566	＋49.9%	1,504	＋1.4%	609	▲14.1%	440	▲19.7%	492	＋70.4%	67	▲24.4%	71	＋38.0%	251	＋20.0%
6	香港	9,295	▲9.9%	6.2%	1,162	▲41.3%	4,824	▲5.7%	933	▲3.6%	1,226	▲4.8%	28	▲22.5%	98	＋29.5%	124	▲4.2%	900	＋25.5%
7	オランダ	7,476	▲3.9%	5.0%	6,136	▲7.2%	405	＋11.0%	9	▲43.0%	86	▲6.7%	754	＋19.9%	7	＋36.7%	11	▲38.3%	66	＋58.6%
8	オーストラリア	5,897	＋34.9%	3.9%	2,082	＋64.5%	844	＋7.9%	907	＋11.4%	823	＋53.3%	590	＋14.9%	75	＋76.2%	7	▲40.4%	569	＋41.0%
9	フランス	4,876	＋31.4%	3.3%	3,635	＋38.6%	628	＋13.8%	25	▲8.5%	158	＋50.1%	285	▲6.0%	9	＋20.1%	37	＋74.8%	98	＋35.6%
10	カナダ	2,871	＋22.6%	1.9%	924	＋10.4%	1,312	＋26.0%	213	＋29.1%	210	＋3.1%	79	＋47.2%	38	＋397.4%	13	＋52.8%	82	＋219.0%
－	その他	15,336	＋12.6%	10.3%	4,906	＋6.7%	4,920	＋7.2%	1,790	＋32.7%	1,904	＋18.4%	769	＋42.7%	270	▲1.1%	132	＋12.5%	644	＋19.0%
	（参考）EU・英国	16,600	＋7.4%	11.1%	10,989	＋6.3%	2,909	＋6.9%	122	▲23.1%	650	＋14.4%	1,411	＋13.7%	43	▲8.7%	100	＋27.0%	375	＋21.8%
輸出金額		149,477	＋11.8%	100.0%	48,979	＋12.2%	45,879	＋5.6%	26,265	＋24.8%	14,471	＋2.0%	4,750	＋21.4%	1,960	＋13.9%	603	▲6.2%	6,571	＋28.6%

39　酒類事業者向け補助金

○　酒類業振興支援事業費補助金（15．0億円）

令和7年度補正予算：9.0億円
令和8年度予算：6.0億円

　酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする。

過去の実施状況

予算区分	補助金名	予算額	応募件数	採択件数
令和７年度予算	酒類業振興支援事業費補助金	６．０億円	532件	240件
令和６年度補正予算	酒類業振興支援事業費補助金	７．０億円		
令和６年度予算	酒類業振興支援事業費補助金	６．０億円	319件	133件
令和５年度補正予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	７．０億円	250件	111件
令和５年度予算	新市場開拓支援事業費補助金	６．０億円	270件	155件
令和４年度第２次補正予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	７．０億円	189件	103件
令和４年度予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	７．０億円	160件	105件
令和３年度補正予算	新市場開拓支援事業費補助金	８．０億円	313件	222件
令和３年度予算	日本産酒類海外展開支援事業費補助金	７．０億円	230件	109件
令和２年度第３次補正予算	酒類業構造転換支援事業費補助金	６．０億円	451件	156件

※採択件数には採択辞退者を含む

酒類事業者の海外販路開拓・拡大を支援するため、海外で開催される大規模展示会に出展し、国内酒類事業者に商品プロモーションや商談の場を提供。

実施内容

・ジャパンパビリオン（日本産酒類プロモーションブース）を設置し、酒類事業者が海外バイヤーへの商品プロモーションや商談を実施。ジャパンパビリオンにはバーコーナーを設置し、バーテンダーによる日本産酒類を使ったカクテル訴求を実施。
・海外バイヤー向けにプロモーションセミナーを実施し、日本産酒類の特徴や魅力等を説明。

開催時期		地域	展示会名
令和７年	５月	英国・ロンドン	London Wine Fair 2025
	６月	韓国・ソウル	Seoul International Wines & Spirits 2025
	７月	タイ・バンコク	Pub & Bar Asia 2025
	９月	豪州・シドニー	Fine Food Australia 2025
	９月	米国・マイアミ	Americas Food & Beverages Show & Conference
	10月	ドイツ・ベルリン	Bar Convent Berlin 2025
	11月	インド・ムンバイ	ProWine Mumbai 2025
	12月	韓国・釜山	Busan International Wines & Spirits Expo 2025
令和８年	２月	米国・ラスベガス	WSWA Access LIVE 2026
	３月	ベルギー・コルトレイク	Tavola 2026
	３月	スペイン・バルセロナ	Alimentaria

ジャパンパビリオン（BCB Berlin 2025）

セミナーの様子（Busan International Wines & Spirits Expo 2025）

令和７年度 酒類輸出コーディネーター事業

海外における日本産酒類の販路拡大を支援するため、様々な国・地域に配置した「酒類輸出コーディネーター」が商談会などの業務を企画・実施することにより、日本産酒類の更なる輸出促進を図ります。

【コーディネーターの配置予定国・地域】

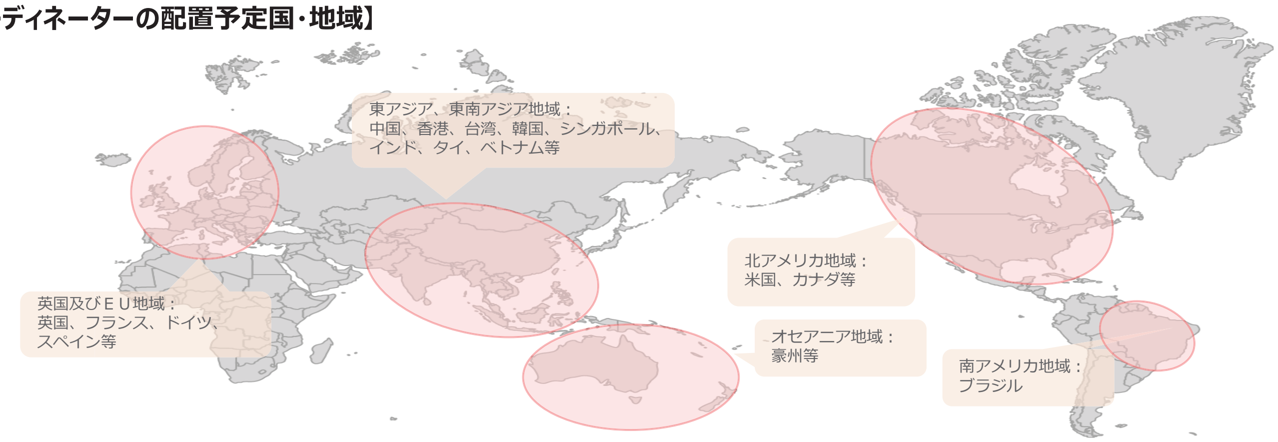

【コーディネーターの主な業務内容】

ビジネスマッチング（商談会）			その他
海外現地対面型	オンライン型	海外現地レストラン関係者向け	情報発信（セミナー）
日本の酒類事業者と海外現地バイヤーとの商談会を、海外現地において実施（見本市等出展支援を含む）。	日本の酒類事業者と海外現地バイヤーとの商談会を、オンラインミーティングツールを活用して実施。	海外現地レストラン等関係者（飲食関係全般・小売等を含む）向けに、日本産酒類の理解促進や取扱いに有益な情報を提供しつつ、現地酒類流通事業者との商談会を実施。	海外現地の市場動向等、販路開拓に有益な情報を日本国内向けに発信（セミナー動画）。また、海外現地においても日本産酒類に関するセミナーを実施。

令和7年度　酒類輸出コーディネーター事業の実施状況

令和７年度は世界18か国・地域に酒類輸出コーディネーターを配置。酒類事業者の海外販路開拓支援や日本産酒類の認知度向上に向け、商談会やプロモーションセミナーなどを企画・実施した。

海外現地対面型商談会

開催日　令和７年６月24日（大連市）、26日（北京市）

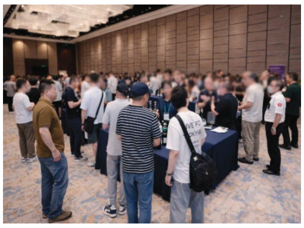

中国（大連市、北京市）で日本の酒類事業者と海外バイヤーとの商談会を実施

大連市及び北京市のホテルにおいて、現地JETROと協力して日本の酒類事業者と現地バイヤーとの商談会を実施。酒類輸出コーディネーターは現地バイヤーの招へいやプロモーションセミナー、酒類事業者の商談支援等、商談会全般の企画・運営を実施。
日本の酒類事業者は日本産酒類輸出促進コンソーシアムで募集し、それぞれ20者が参加（別途、JETROで募集した事業者も参加）

ジャパン・ハウスを活用した日本産酒類の情報発信

開催日　令和７年９月26日

ブラジル（サンパウロ）のレストラン等関係者に対し日本産酒類のセミナーを実施

ジャパン・ハウス サンパウロにおいて、現地レストラン等（レストラン・小売店等）関係者向けに、ペアリングセミナーを実施し、日本産酒類の特徴や料理とのペアリング、接客時の紹介方法等について説明。また、セミナー後に来場者と現地流通事業者との商談会を実施。

令和7年度　海外バイヤー招聘事業

日本産酒類の取扱いに関心のある海外バイヤーを日本に招聘し、酒蔵視察を通じて製造方法や背景にある歴史・ストーリー等を訴求することで、取扱意向の向上を図るとともに、酒蔵への商談機会を提供し販路開拓を支援。
令和７年度は13か国・地域から計16名の海外バイヤーを九州・沖縄などに招聘。

酒蔵視察

九州・沖縄などにある清酒、焼酎、泡盛の酒蔵を視察。酒蔵の担当者から直接、製造工程やこだわり、酒蔵や地域の歴史などの説明を行った。

視察時は海外バイヤーから酒蔵の担当者に対して多くの質問がなされ、日本産酒類への理解を深めた。

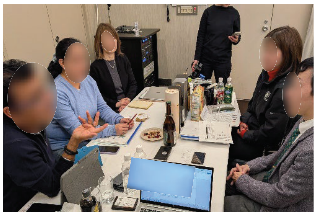

商談会・意見交換会

来日前に海外バイヤーと酒蔵との事前マッチングを行った上で、計142件の商談を行った。

商談会後の意見交換会では、各国・地域の商習慣や酒類の嗜好等について情報交換を行うなど、参加酒蔵と海外バイヤーがコミュニケーションを深めた。

令和7年度　日本産酒類輸出促進コンソーシアム

輸出促進に向けた環境整備の観点から、国内の「酒類製造者」と「輸出卸・商社」等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、専門家セミナーの開催、事業者間マッチング、海外商談会・展示会の参加募集、等の支援を行う。

（令和８年３月末時点）

	酒類製造者・酒造組合	輸出商社・卸	その他（自治体等）	総計
コンソーシアム登録事業者数	1,339	584	345	2,268

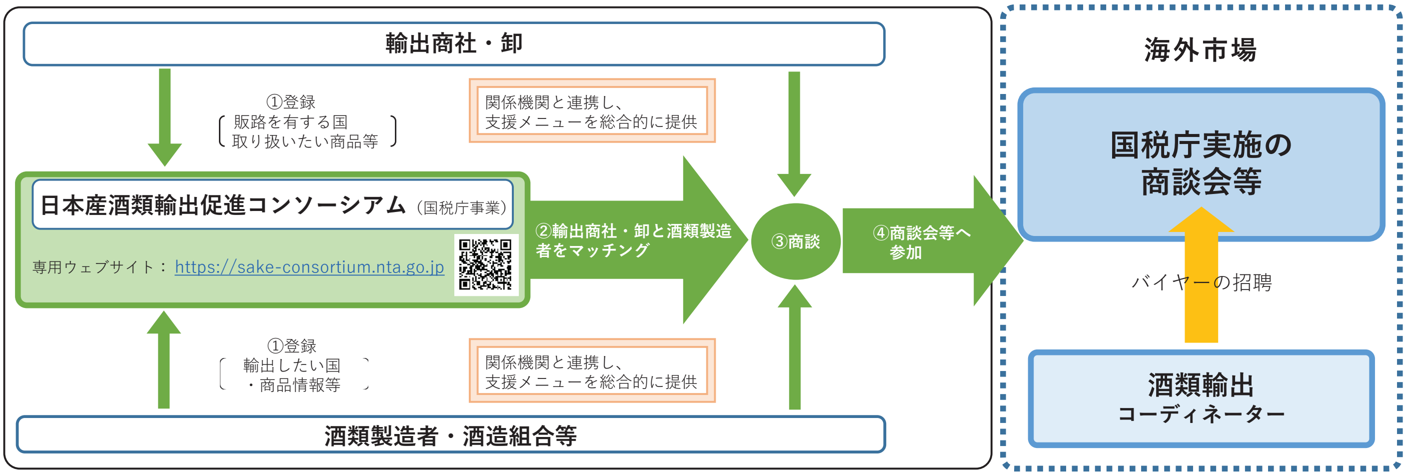

コンソーシアムでの提供サービス例

輸出関連セミナー等の開催情報
海外の市場動向や、輸出の際のポイント等に関するセミナーを定期的に開催

専門家の支援
酒類の輸出専門家（国内・国外に在住）が、個別相談に対応。また、希望により国内マッチング(商談)に同席

商品の情報発信・検索機能
マッチング希望の有無を表示し、商品の特徴や輸出の条件等を登録・検索可能（発信範囲は事業者ごとに設定）

マッチング支援
専用ウェブサイト内で、個別に商談を実施したい事業者に対しマッチングの機会を提供

泡盛など沖縄県産酒類の更なる輸出拡大を目的に、令和６年度に続き、ポーランドへの販路拡大や認知度向上に向け酒類展示会への出展支援やレストラン等でのキャンペーンを実施。

酒類展示会「Whisky Live Warsaw 2025」への出展

令和７年10月に沖縄県の酒類製造者等７者がポーランドの酒類展示会へ出展した。また、泡盛の知見が深い日本人バーテンダーがバーコーナーやセミナーで出品者の商品を使った泡盛カクテルを提供し、泡盛の歴史や文化、魅力を訴求した。

参加バイヤーからは、泡盛の原料や蒸留方法についての質問があったほか、泡盛特有のきのこ様の香り（マッシュルーム）についても好意的であった。また、「40度以上にも関わらず、刺激感が少なく女性にも受入れやすい」「豚料理などの脂身の多い料理に合いやすい」「新しい発見を感じさせる酒」などの感想があった。

レストラン、バー等における泡盛提供キャンペーン

令和６年度事業や令和７年度の展示会を通じた現地酒類関係者とのコネクションを活用し、レストラン、バー等において泡盛のカクテルプロモーションを実施した。

10店舗において３週間のプロモーションを２回実施し、来店客へ泡盛やカクテルが提供された。プロモーション参加店舗からは、「ウイスキーに代わる選択肢になりうる」等、今後の取扱いについて前向きな意見が寄せられた。

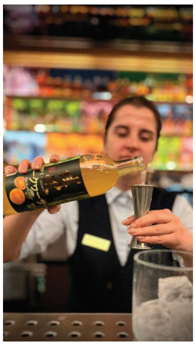

国際的プロモーション事業　令和７年度　海外の日本産酒類専門家招聘

目的

海外の酒類専門家を日本産酒類の酒蔵に招聘し、日本産酒類の強みや弱み、評価軸、外国人が価値を見出すポイント等を調査させ、調査結果を踏まえて効果的なPR方法等について提案させることで、酒類製造者のプロモーション能力の向上等を通じた日本産酒類の更なる輸出拡大を図る。

日本酒

- ○ 日時　：令和８年２月３日～２月６日
- ○ 招聘者　：米国、フランス、豪州に居住する日本酒の専門家
- ○ 訪問地　：熊本県、佐賀県
- ○ 事業内容：
  - ・ 日本酒の酒蔵７者を訪問し、各酒蔵の製造工程の特徴や製造された日本酒、地域の気候風土との結びつき等に関するPR内容を踏まえ、専門家がヒアリング調査を実施。
  - ・ 調査結果を基に、日本酒に関心を有する外国人に向けた効果的なPR方法等について提案。

焼酎・泡盛

- ○ 日時　：令和８年１月20日～１月23日
- ○ 招聘者　：米国、英国、香港に居住する蒸留酒の専門家
- ○ 訪問地　：沖縄県、鹿児島県
- ○ 事業内容：
  - ・ 沖縄県の泡盛の酒蔵３者、鹿児島県の焼酎の酒蔵３者を訪問し、各酒蔵の製造工程の特徴や製造された焼酎・泡盛、地域の気候風土との結びつき等に関するPR内容を踏まえ、専門家がヒアリング調査を実施。
  - ・ 調査結果を基に、焼酎・泡盛に関心を有する外国人に向けた効果的なPR方法等について提案。

42　酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

制度概要

○　酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等の免税購入対象者に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。

○　令和8年4月1日における許可件数は131件。

※令和7年度税制改正により、輸出酒類販売場制度は、訪日外国人旅行者等の出国時に免税対象酒類の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、免税販売の成立後に免税店から免税購入対象者に対して酒税相当額を返金するリファンド方式に改正されました。この改正は、令和8年11月1日から施行されます。

43　日ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）の概要

日ＥＵ・ＥＰＡ（清酒・焼酎）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎（泡盛を含む）の競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
※清酒の輸出量（平成30年）：25,747KL、22,232百万円
（内EU向け　：1,809KL、1,334百万円）
※焼酎の輸出量（平成30年）：2,195KL、1,530百万円
（内EU向け：33KL、33百万円）

関税

EU側　・清酒　：　0.077ユーロ/L（約10円）
（焼酎は無税）
日本側　・清酒　：　70.4円/L
・焼酎　：　16%（従価税）

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない

⇒日本以外の他国で製造された清酒（sake）であっても「日本酒」と称して販売することができる

※　清酒では国レベルのGIとして「日本酒」（日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒）を指定済み
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
※　焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

・　700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
・　日本で流通する焼酎は、主に四合瓶（720ml）や一升瓶（1,800ml）

発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側　清酒の関税を即時撤廃
日本側　清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎等のEU域内での保護を確保

⇒GI「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※　EPA発効当初、日本側酒類8GI及びEU側酒類139GIを相互に保護し、その後も順次保護対象のGIを追加

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

日ＥＵ・ＥＰＡ（ワイン）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

EUへのワイン輸出量（平成30年）：9KL、15百万円

関税

EU側　・　ボトルワイン：0.154ユーロ/L（約20円）　※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
・　スパークリングワイン　：0.32ユーロ/L（約41円）
日本側　・　ボトルワイン：67円～125円/L
・　スパークリングワイン：182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

○　EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能

⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難

＜主なEUワイン醸造基準＞
・　補糖量（2.5%～5%以下に制限）、補酸量（2.5g/L以下に制限）
・　ブドウ品種（ｳﾞｨﾆﾌｪﾗ種及びそのﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ種に限定）
※　ｳﾞｨﾆﾌｪﾗ種とは、シャルドネ、メルロー等

○　EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務

⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担

・　輸出するロットごとに証明書の添付義務
・　EU登録機関（独立行政法人酒類総合研究所）が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
※　証明書発行手数料：1ロットにつき27,100円

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない
※　ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

発効後

EU側　ワインの関税を即時撤廃
日本側　ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

○　EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認

⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能

※　「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義
※　EUへのワインの輸出については、必ず独立行政法人酒類総合研究所ホームページ（https://www.nrib.go.jp/bun/eu_wine/eu_wine_info.html）にて輸出可能なワインの規格と輸出に必要な手続きをご確認ください。

○　業者の自己証明を導入

⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

※　日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認

酒類GIの相互保護により「山梨」等のEU域内での保護を確保

⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる

※　EPA発効当初、日本側ワインGI「山梨」及びEU側ワイン104GIを相互に保護し、その後も順次保護対象のワインGIを追加

主要なワイン添加物（日本側25品、EU側28品）について、日EUそれぞれが承認手続を開始

⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待（EU側添加物は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請。令和5年11月、全てのワイン添加物に係る承認手続が完了）

44　日米貿易協定：酒類の合意概要

令和2年1月1日
発　　効

【日本側】

✓ **ワイン**についての関税撤廃は、**TPPと同内容**。

（注）TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税（2025年４月～無税）。

✓ ワイン以外の酒類（**清酒、焼酎**等）は**譲許せず**。

（注）TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

【米国側】

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

✓ 日本の伝統的な四合瓶（720ml）、一升瓶（1.8L）等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

> 米国の容量規制の改正により、米国内で流通可能な容量に、日本が要望していた以下の容量が追加。
> ワイン：180ml、300ml、360ml、550ml、720ml、1.8L（令和7年1月10日施行）。
> 蒸留酒：700ml、720ml、900ml、1.8L（令和2年12月29日施行）。

✓ 米国での日本産酒類の10表示（注）の保護に向けた検討手続を進める。

（注）　国税庁長官が指定した地理的表示：ぶどう酒（山梨、北海道）、蒸留酒（壱岐、球磨、琉球、薩摩）、清酒（日本酒、白山、山形、灘五郷）

> 「山梨」「北海道」「日本酒」の3表示については、米国が適正な表示を確保していることを確認。

✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。

✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。

> ニューヨーク州及びカリフォルニア州の料飲店において、ワイン免許で24度以下の焼酎を提供できるようになった（ニューヨーク州：令和4年6月30日施行、カリフォルニア州：令和5年10月10日施行）。

45　日英ＥＰＡの概要

日英ＥＰＡ（ワイン、清酒、焼酎）

【令和３年１月１日発効】

英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類GIの保護について日EU･EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制の緩和を拡充

日EU･EPA	日英EPA
関税 EU側　全ての酒類の関税を即時撤廃 日本側　ワインの関税を即時撤廃 清酒･焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）	**日EU･EPAと同一内容を維持** **（段階的撤廃の撤廃時期は、日EU･EPAと同様）**
非関税措置 ＜ワイン＞ **EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できる。** **○　EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認** ⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能 **○　業者の自己証明を導入** ⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減 ＜焼酎＞ **○　単式蒸留焼酎の容量規制の緩和** ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能	**＜ワイン＞** **日EU･EPAと同一内容を維持** **＜焼酎＞** **○　単式蒸留焼酎の容量規制の緩和を拡充** ⇒単式蒸留焼酎について、四合瓶や一升瓶での輸出に加え、五合瓶での輸出も可能
地理的表示（GI:Geographical Indication） **酒類GIの相互保護によりGI「山梨（ワイン）」、「日本酒」等のEU域内での保護を確保**	**日EU･EPAに継続して、日本産酒類GI（「山梨（ワイン）」、「日本酒」等）の英国内での保護を確保** ※　EPA発行当初、日本側酒類8GI及び英国側酒類3GIを相互に保護し、その後も順次保護対象のGIを追加
ワイン添加物 **主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続を開始**	**日EU･EPAと同一内容を維持** ⇒令和8年1月、日英双方での承認手続が完了

令和4年1月1日
発　　効

46　RCEP：酒類の合意概要

我が国がこれまでEPAを締結していない中国・韓国との間で清酒をはじめとする日本産酒類の関税撤廃を獲得。

日本産酒類の中国・韓国へのアクセス

主な品名	中国		韓国	
	現在の関税率	合意内容	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税	30%	20年目撤廃
ボトルワイン	14%	11年目撤廃	15%	10～15年目撤廃
清酒	40%	21年目撤廃	15%	15年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃（注1）	20%	10～15年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃	30%	20年目撤廃

（注1）交渉時の関税率である10%から段階的に削減し、11年目に撤廃

RCEP参加国の日本へのアクセス

主な品名	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税
ボトルワイン	15%又は従量税（注2）	16年目撤廃
紹興酒／マッコリ	42.4円/L	21年目撤廃
ウイスキー	無税	無税
白酒／ソジュ	16%	21年目撤廃

（注2）ボトルワインの関税率は、15%又は125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L

47　日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録

○ 登録無形文化財登録

- 令和３年12月　「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○ 登録要件
- 米などの原料を蒸すこと
- 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと　等

○ 保持団体
日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和３年４月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし　しんうえもん）

○ ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和５年３月　　ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月　当初提出）
- 令和６年６・９月　　ユネスコ評価機関会合
- 令和６年11月　　ユネスコ評価機関による評価結果公表
- <u>令和６年12月</u>　　<u>ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定</u>

○「伝統的酒造り」に関する各種周知広報事業

- 国内外における「伝統的酒造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施

（国内でのシンポジウムの模様）

（ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様）

（海外でのシンポジウムの模様）
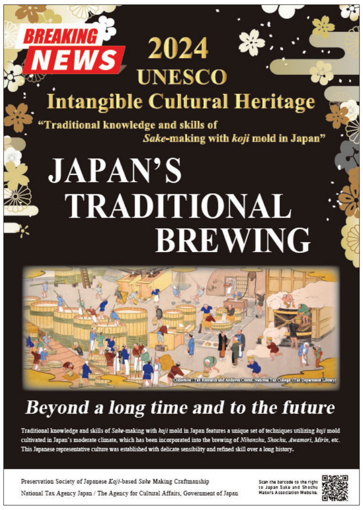
※ALT：小中学校等の外国語指導助手